

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年8月までの期間、同年11月から50年1月までの期間、同年4月から同年12月までの期間及び51年7月から52年2月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における当該各期間の標準報酬月額に係る記録を、48年10月は2万6,000円、同年11月は2万2,000円、同年12月は2万6,000円、49年1月は2万8,000円、同年2月は3万3,000円、同年3月は3万6,000円、同年4月から同年7月までは3万9,000円、同年8月は4万2,000円、同年11月から50年1月までは4万2,000円、同年4月は6万8,000円、同年5月は7万6,000円、同年6月は6万円、同年7月は6万8,000円、同年8月は6万円、同年9月は5万6,000円、同年10月は8万6,000円、同年11月及び同年12月は9万2,000円、51年7月及び同年8月は9万8,000円、同年9月は10万4,000円、同年10月は11万円、同年11月は10万4,000円、同年12月及び52年1月は8万6,000円、同年2月は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該各期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から52年4月21日まで

昭和48年4月から52年4月までの間、A事業所に勤務していた。申立期間の標準報酬月額は、私が所持する給料明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が相違している。

申立期間について、給料明細書の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書、出来高票等から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、昭和48年10月は2万6,000円、同年11月は2万2,000円、同年12月は2万6,000円、49年1月は2万8,000円、同年2月は3万3,000円、同年3月は3万6,000円、同年4月から同年7月までは3万9,000円、同年8月は4万2,000円、同年11月から50年1月までは4万2,000円、同年4月は6万8,000円、同年5月は7万6,000円、同年6月は6万円、同年7月は6万8,000円、同年8月は6万円、同年9月は5万6,000円、同年10月は8万6,000円、同年11月及び同年12月は9万2,000円、51年7月及び同年8月は9万8,000円、同年9月は10万4,000円、同年10月は11万円、同年11月は10万4,000円、同年12月及び52年1月は8万6,000円、同年2月は11万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述の給料明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料明細書等において確認又は推認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和49年9月及び同年10月、50年2月及び同年3月、51年1月から同年6月までの期間、並びに52年3月については、前述の給料明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額、又はオンライン記録上の標準報酬月額よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

愛媛厚生年金 事案 1089 (事案 271 及び 1013 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 3 日から 37 年 8 月 15 日まで

申立期間に係る脱退手当金を請求及び受給した記憶はなく、連絡が取れた同僚も私と同様に脱退手当金を受給していないと主張している。再度申し立てるので、申立期間について、厚生年金保険の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給金額に計算上の誤りが無いほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、A社に勤務していた期間より前の期間について、別の事業所における厚生年金保険の加入記録が判明し、当該期間は、脱退手当金が未請求となっている上、連絡が取れた同僚も脱退手当金を受給していないと主張しているとして再度申立てを行ったが、未請求期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間に係る同記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理

されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはいかたがえ、当該同僚から聴取しても、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な証言が得られない上、新たに確認できた脱退手当金支給整理簿に記されている申立期間に係る脱退手当金の支給金額がオンライン記録と一致しているとともに、裁定年月日（昭和 38 年 10 月*日）は、支給決定日（同年 11 月*日）と近接しているほか、当該整理簿の受付番号（*）が申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄に記載された番号と一致しているなど、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、平成 23 年 12 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「同僚も脱退手当金を受給していないと主張している。再度申し立てるので、申立期間について、厚生年金保険の算定期間として認めてほしい。」旨を申し立てているところ、申立人が氏名を挙げた同僚、申立てに係る事業所、及び申立期間当時の事務担当者から再度聴取しても、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な供述は得ることができず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が認められない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。